

固定資産課税台帳の閲覧 土地・家屋の価格等の縦覧

平成18年度は、3年ごとの評価替えの年度になるため、土地・家屋の評価替えを実施しています。

平成17年中に、新築や増改築をした家屋、地目変更や分筆・合筆をした土地は、新たに価格を決めています。

土地については、平成18年度の税法改正によって、税額の算出方法が変更となっています。

■閲覧・縦覧期間

4月3日(月)～5月1日(月)
8時30分～17時15分

■閲覧・縦覧場所

市庁舎本館資産課税および各総合支所税務課

■固定資産課税台帳の閲覧

納税義務者、または賃借権およびその他の使用収益を目的とする権利者が閲覧できます。閲覧期間以外は、閲覧手数料が必要となります。

■土地・家屋価格等の縦覧

市内の納税者が、自分の土地や家屋の評価額と他人の評価額を比較できるようにする制度です。納税義務者、またはこれに準ずる方が縦覧できます。本来の縦覧の主旨と異なる場合は、縦覧をお断りす

ることがあります。

帳簿に記載されている内容は、次のとおりです。

- 土地価格等縦覧帳簿
土地の所在、地番、地目、地積、評価額
- 家屋価格等縦覧帳簿
家屋の所在、家屋番号、種類、構造、建築年次、床面積、評価額

■問合せ

- 市庁舎本館資産課税課
資産税第1係・第2係
(内線2273・2274)
- 東予総合支所税務課
資産税係 (内線125)
- 丹原総合支所税務課
資産税係 (内線215)
- 小松総合支所税務課
資産税係 (内線113)

平成18年度市税の納期限

■固定資産税

- 第1期 5月1日(月)
- 第2期 7月31日(月)
- 第3期 10月2日(月)
- 第4期 12月26日(火)

■軽自動車税

- 全期 5月31日(水)
- 第1期 6月30日(金)
- 第2期 8月31日(木)
- 第3期 10月31日(火)
- 第4期 1月31日(水)

■市県民税

- 第1期 6月30日(金)
- 第2期 8月31日(木)
- 第3期 10月31日(火)
- 第4期 1月31日(水)

■国民健康保険税

- 第1期 7月31日(月)
- 第2期 8月31日(木)
- 第3期 10月2日(月)
- 第4期 10月31日(火)
- 第5期 11月30日(木)
- 第6期 12月26日(火)
- 第7期 1月31日(水)
- 第8期 2月28日(水)

愛媛地方税滞納整理機構が 設立されました

税の公平性の確保と滞納額縮減を図るため、4月に「愛媛地方税滞納整理機構」が設立されました。

この機構では、愛媛県と県内の全市町が協働で、市町村税(国保税を含む)や個人県民税の滞納整理、市町職員に対する実務研修、市町への徴収業務の分析・コンサルティングなどを専門に行います。2月と3月には、市町が県下一斉に、滞納者へ催告文書を送付して自主納税を促しました。納付意思が見られない場合は、この機構に任せられ、差押処分を前提に滞納整理が行われることとなります。

■問合せ

- 市庁舎本館納税課
納税第1係(内線2284)
納税第2係(内線2286)

○東予総合支所税務課

- 納税係 (内線121)
- 丹原総合支所税務課
納税係 (内線261)
- 小松総合支所税務課
納税係 (内線112)
- 愛媛地方税滞納整理機構
TEL089-913-5800

税務署からのお知らせ

納税は安全便利な振替納税を

税務署では、振替納税制度

の利用をお勧めしています。特に消費税を申告される個人事業者の方は、ぜひご利用ください。

手続き方法は「預貯金口座振替依頼書」に必要事項を記入・押印して、金融機関もしくは税務署へ提出すれば完了です。ハガキ様式の依頼書を利用して、ポストへ投かんする方法もあります。

■問合せ 伊予西条税務署

TEL0897-56-3290

松山空港国際線を利用して 国際交流を始めませんか?

国際線利用国際交流補助金のご案内

松山空港からは、韓国ソウル、中国上海との定期航空便が運航しており、海外がますます身近になっています。

松山空港利用促進協議会では、ソウル便、上海便を利用して、海外で国際交流を行う団体に、交流経費の補助を行っています。

申請方法など詳しくは、同協議会へお問い合わせください。

■助成限度額

- 学生等の団体：30万円（1人当たり6,000円を限度）
- その他の民間団体：20万円（1人当たり4,000円を限度）
- ※松山空港国際線を片道だけ利用する場合は、半額になります。

■問合せ 松山空港利用促進協議会（事務局：愛媛県国際交流課）
TEL089-912-2311

